

21)「玉葉」並にその時代における 抜 歯の記録について

Records of Tooth Extraction in the Ancient
Diary “Gyokuyo” and in Others of that
Period

鶴見大学歯学部 ○戸出 一郎
別部 智司
佐藤 恭道
森田 武
雨宮 義弘

Ichiro Tode, Satoshi Beppu, Yasumichi Sato,
Takeshi Morita and Yoshihiro Amemiya,
Tsurumi University, School of Dental Medicine

「玉葉」は公卿藤原兼実によって記述された日記で、長寛二年(1164年)から建仁三年(1203年)に至る間の生活記録である、著者の兼実は藤原氏の名門九条家の総帥として十四歳で二位権大納言右大将となり、平氏滅亡の翌年、文治二年には源頼朝の推挙によって三十八歳で摂政となり、建久二年には関白となった。彼が仕えた天皇は、後白河・二条・六条・高倉・安德・後鳥羽・土御門の各天皇で、院では後白河法皇と後鳥羽上皇である。

「玉葉」の内容は政治・軍事・社会・宗教・文芸・医療等に亘り、詳細かつ精確に記録されている。

「玉葉」における抜歯の記録は、寿永二年(1183年)閏十月十八日のもので「十八日、巳卯 雨晴、女医博士経基来、取姫君并中中将等歯」とある。

経基は丹波基康の子で、憲基、頼基とは兄弟である。「玉葉」では承安五年、寿永二年の頃、女医博士。治承四年に医博士、文治二年権侍医とある。当時和気定成が典薬頭、丹波頼基が施薬院使であった。「尊卑分脈」に経基は典薬頭・施薬院使とある。仁平三年従五位下、正治二年従四位上となっている。

寿永二年、閏十月十八日、女医博士丹波経基が来て姫君並に中中将等の歯を抜いたのである。

姫君とは貴人の娘の敬称であり、中中将は近衛府

の次官で左右各四人ずつ居り、従四位下相当の高官である。

「玉葉」以外の抜歯に関する記録は「御堂関白記」長和元年(1012年)二月八日の条に、「今日、太裏令取御歯云々、藤大納(言)藤中納言来、其相命云、須参入、而有今明慎事不参入、早被参後、若出給次御座、示案内給、有慥還来、兩人示云、今取御歯給、無特者、中納言御歯持令見、是依仰也云々」

太裏は内裏で三條天皇の御座所である。三條天皇が御歯を抜き給い、中納言がその歯を持ち来てみせたという。ここには術者の名前はない。

藤原実資の日記「小右記」長和三年(1014年)正月八日の条に、「昨日中宮大夫道綱云、主上御歯以住京極辺之嫗令取給、先年以此嫗令取給」とある。主上とは三條天皇で、術者は「御堂関白記」の場合と同一人であるかも知れない。

藤原定家の「明月記」建暦二年(1212年)八月二十二日の条に「喚齒取老嫗令取齒」とあり、建保元年(1213年)四月十八日には「齒病遂日難堪、遣召老嫗(先年度々来)令取折齒了、雖欲穿取根不取得、大苦痛難堪、終日痛之、以使問清成朝臣此事、不可驚漸々可減由示送」とある。

古代抜歯が官医ではなく民間人によって行われていたことが察しられ、長和元年(1012年)から建保元年(1213年)の間、京極辺に歯を抜くことの巧な女性がいて、天皇や貴族の歯を抜いていたのである。どのような方法で抜いたかは分らないが、折齒を抜くという難しい処置を施していることから、相当の技術を持っていたものと考えられる。「明月記」寛喜二年(1230年)四月四日には「口熱發齒痛、朽齒極弱、付芋如少年嬰兒引落了」とあるが、これは定家が自分で抜いたのであろう。

これらの記録から、当時抜歯が民間人によって行われていたことは明らかであり、この時代に医師丹波経基が貴人の抜歯をしたことは特記すべきことで、後代、兼康・親康の名を冠する口中科の誕生を見るに至った丹波家の先駆として、その資質の片鱗を伺わせる記録である。

一方、丹波家と対峙する医家和气氏が口中医療

と無縁であったわけではない。和氣定成は兼実の歯の鍼治療をしているし、和氣貞基は藤原定家の歯の鍼治療をしている。また定成の孫の清成は抜歯後の疼痛について定家に助言している。これらの記録は和氣氏もまた口中科の医療をしていたことを示すものである。しかし現在、和氣氏による抜歯の記録は発見されていない。

22) 古代における蛭飼について

Leech Therapy in Ancient Times

鶴見大学歯学部 ○戸出 一郎
別部 智司
佐藤 恭道
森田 武
雨宮 義弘

Ichiro Tode, Satoshi Beppu, Yasumichi Sato,
Takeshi Morita and Yoshihiro Amemiya,
Tsurumi University, School of Dental Medicine

「蛭飼」の記録は古代から中世半ばまでの医書・日記等に残されている。

古くは宝亀二年（771年）に大友路万路が内股の瘡に蛭食の治療を施すために休暇を請うた申請文の記録がある。

「小右記」万寿四年五月八日の条では、藤原道長が蛭食治療中に上気したことについて（医師に）問い合わせた記録がある。

更に「朝野群載」「為房卿記」「長秋記」「中右記」「台記」「山塊記」「明月記」「東鏡」「玉葉」「新札往来」「尺素往来」「実隆公記」「言継卿記」「上井覚兼日記」等、古代から中世にかけての日記や往来物に蛭飼治療の様子がかなり明瞭に記述され、当時の医書と照合すればその実態がよく理解される。

蛭飼が施される病態は、口熱・腫物・小瘡・二公・堅根等の皮膚或は粘膜における炎症で、疔・癰・癰の類である。古代の医書には遊疹、癰腫、毒腫、癰疽と名づけられている。

「医心方」巻第十五、説癰疽所由第一、治癰疽未膿方第二に「本草拾遺云、水蛭、人患赤白遊疹

及癰腫毒腫、取十余枚、令啗病處、取人皮皺肉白、無不差者。冬月無蛭、泥中掘取、暖湯令動、先洗人皮皺、以竹筒盛蛭、啗之須臾、咬、血滿自脫、更用飢者。今案經心方、云以水蛭食去惡血」とある。

ここに引用された「本草拾遺」は唐・陳藏器が開元二十五年（739年）に撰述した本草書（亡佚）であるが、「經史證類備用本草」巻第二十二「水蛭」の陳藏器注に「医心方」引用文とほぼ同文が残っている。

「經心方」は「旧唐書經籍誌」に「經心方八卷宋俠撰」とあるのがこれである。宋俠は北斎の頃（AD 550～577年）、洛州清漳の人である。

上述のように蛭飼は悪血を去る瀉法の一つとして用いられた治療法である。「医心方」では蛭飼は「治癰疽未膿方」に記され、「治癰疽有膿方第三」では「覺有膿、宜急破之」と述べられている。即ち蛭飼は腫物の治法として用いられるが、それは主として膿瘍形成以前の時期に用いられ、膿瘍が形成されると鉗針をもって切開された。「明月記」寛喜二年十二月二十七日の条に「膿汁尚不出得之故、惡血無行方、如此不定敷、蛭出来之後可有平滅」また同年十一月八日には「但惡血之充滿、非飼蛭時極難治云々」とある。これはいづれも心寂房なる僧医の説である。即ち蛭飼は炎症に対する瀉血・刺絡に類する技法で、瘀血の瀉法として用いられたものである。

蛭飼の口中への応用は「玉葉」と「明月記」に見られる。

「玉葉」は藤原兼実の日記であるが、その寿永二年（1183年）九月一日の条に「依口熱、齒下喰蛭……」とある。

「明月記」では、筆者藤原定家は度々蛭飼の治療を受けている。症候として顔面の熱、口熱、齒痛、足の腫れ、手の腫痛等であるが、中でも口中の病によることが多い。蛭飼の施術部位は齒・頤下が選ばれている。

上述のように蛭飼は炎症の瀉法として、古代から中世にかけて丹波・和氣の医師達や他の僧医達によって屢々用いられた治療法である。殊に口中の炎症には度々用いられている。その記録は日